

オーブン
カレッジ

日本は、「老舗」が多い国である。『100年企業レポート・愛知編』（100年企業戦略研究所）によれば、愛知県の100年企業数は、1758社である(全国3位)。そのうち、本業もしくは副業にて不動産業を行っている企業は148社である。本業を不動産賃貸収入などで支えることで事業の継続が可能になっている企業は少なくない

事業承継税制の課題

ら、さまざまな事業承継税制が導入されている。その一つが、2018年度税制改正にて抜本拡充された「法人版事業承継税制」である。相続または遺贈によって取得した自社株式(非上場株式)にかかる相続税を猶予・免除する特例措置で、相続税の負担は実質ゼロになる。この特例は、「一般措置」(租税特別措置法70条の7の2)と「特例措置」(同法70条の7の6)との二つからなり、「特例措置」は、納税猶予割合を100%とする措置である。

さらに、「法人版事業承継税制(特例措置)」は時限立法であることから、27年12月末にて廃止される見込みである。しかし、円滑な事業承継は中小企業にとって永続的な課題であるから、「法人版事業承継税制(特例措置)」の恒久化が必要である。

加えて、相続税や贈与税の基礎となる非上場株式の評価の問題もある。土地を多く保有している会社の株式が「土地保有特定会社の株式」に該当した場合、純資産価額方式により評価され、他の非上場株式の株価よりも高い評価額となる。その結果、相続税や贈与税の負担が増えてしまう。

事業承継の実態に即した、簡素な事業承継税制の構築が望まれる。

不動産保有する

会社は要注意

といえよう。

中小企業の存続は雇用の創出など、地域の活性化にとって重要であることか



柴 由花 大学教授
山女学園大学
現代マネジメント学部

しば・ゆか 租税法、租税政策。横浜国立大学大学院社会科学研究所国際開発専攻博士課程修了。博士(国際経済法学)

「法人版事業承継税制」の問題は、「特例措置」「一般措置」とともに、資産管理会社には適用されないことである。資産管理会社とは、不動産などの特定資産の保有割合が70%以上の資産保有型会社もしくは、資産からの運用収入が総資産の75%以上の資産運用型会社である。不動産を運用して賃料を目的としている会社が、資産保